

今回のテーマ

平成29年3月2日

●掛金拠出の年単位化の概要 (企業型事業主向け)

DCの掛金拠出は月単位とされていましたが、平成30年(2018年)1月から年単位に変更されます。年単位化にともなって、拠出時期・納付期限・拠出限度額が変更となります。毎月に区分することで月単位の拠出等が可能です。

●拠出単位期間

月単位とされていた拠出が年単位となります。年単位の期間は「拠出単位期間」とされ、掛金対象月は12月から翌年の11月までの12ヶ月間と定められています。(図1参照)

●拠出区分期間

「拠出単位期間」を企業型DC規約によって、いくつかの区分に分けることができます。この分けられた期間を「拠出区分期間」といいます。拠出区分期間は任意に定めることができます。拠出単位期間のどこで分けるかなどは任意ですので、毎月や3か月ごと、半年など等分に分ける以外にも、7ヶ月・5ヶ月(12月～6月、7月～11月)等といった任意の期間に区分にすることもできます。(図1参照)

●納付期限

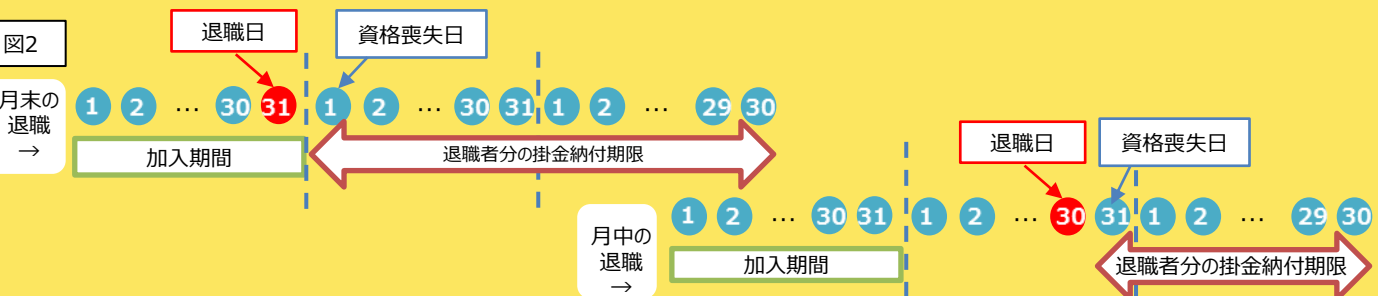
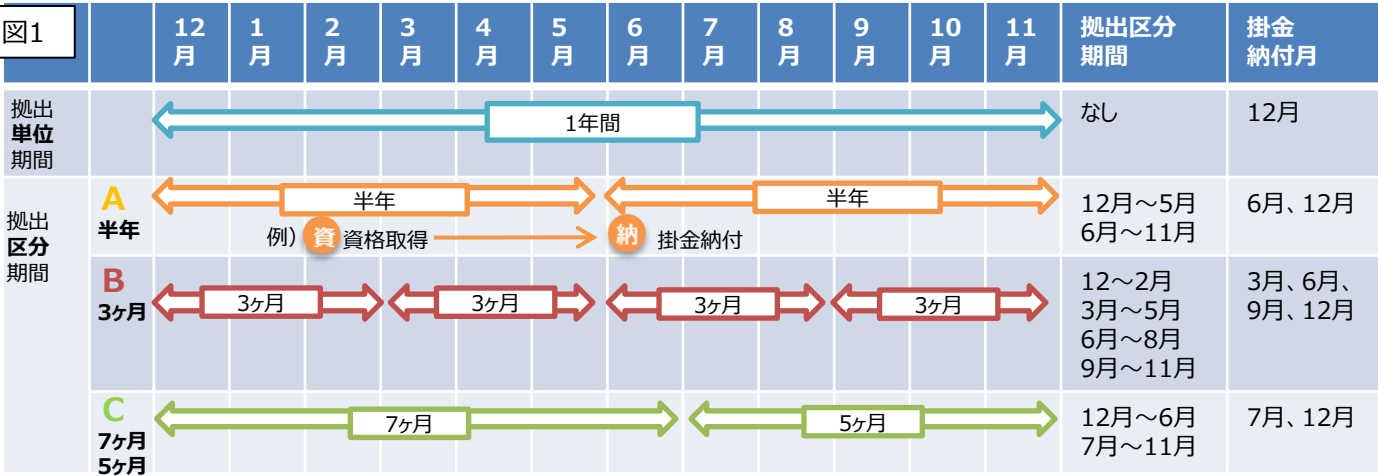
今までの掛金納付は加入対象月の翌月納付でした。年単位化によって、納付期限は「拠出単位期間」と「拠出区分期間」の最後の月の翌月となります。拠出金額は、納付対象となる「拠出区分期間」(区分がないときは「拠出単位期間」)の掛金の総額を納付します。

●拠出単位期間・拠出区分期間途中の加入者資格取得

加入者資格を取得した場合、資格を取得した月から事業主掛金の対象となります。
 例) 拠出区分期間が6ヶ月毎で2月に加入者資格を取得した場合、2月～5月の4か月分の掛金を6月に納付します。(図1 拠出区分期間Aのケース)

●拠出単位期間・拠出区分期間途中の加入者資格喪失

加入者資格を喪失した場合、喪失日から同日の属する月の翌月の末日までの間に、資格喪失者の掛金を納付します。
 月末退職の場合、翌々月までの間に退職者の掛金を納付します。月の途中で退職した場合、退職翌日からその翌月末までの間に掛金を納付します。(図2参照)



■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品をご紹介するためのものであり、金融商品取引法(昭和23年法第25条)に基づく開示資料ではありません。■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動しますが元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除(市場価格調整)を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本(払込保険料相当額)を下回ることがあります。

今回のテーマ

●掛金拠出の年単位化の概要 (企業型事業主向け)

DCの掛金拠出は月単位とされていましたが、平成30年(2018年)1月から年単位に変更されます。年単位化にともなって、拠出時期・納付期限・拠出限度額が変更となります。

●拠出限度額

今までの限度額は月額限度額が基準でした。年単位化によって、拠出限度額は「1年間に拠出することができる掛金額の総額」を基準に企業型DC規約で定めることとなります。

年間の拠出限度額は「各月における拠出限度額を積み上げた金額」となります。

拠出限度額は加入者期間に応じて積み上げられる方式となります。まだ経過していない加入者期間分の掛金を拠出することはできません。

拠出限度額

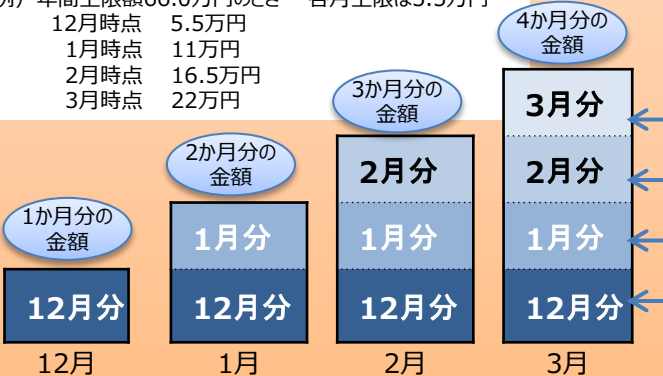
	年金の状況	拠出限度額(年額)	実際の拠出限度額
同時加入不可	DCのみ	66.0万円	企業型DC規約で定める拠出限度額
	DCとDB等あり	33.0万円	
同時加入可	DCのみ	42.0万円	
	DCとDB等あり	18.6万円	

DC規約で定める拠出限度額を12ヶ月で割ったものが、各月における拠出限度額となります。

※拠出限度額の上限イメージ

例) 年間上限額66.0万円の場合 各月上限は5.5万円

12月時点	5.5万円
1月時点	11万円
2月時点	16.5万円
3月時点	22万円



●拠出限度額の繰越し

平成29年3月2日

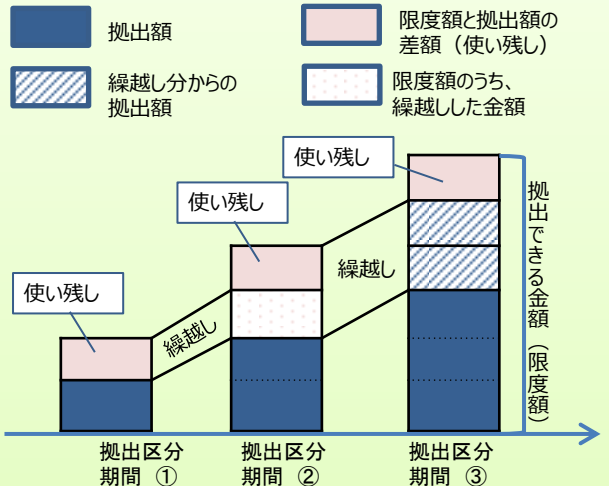
拠出区分期間内の拠出額が拠出限度額に満たない場合(拠出限度額を使い残した場合)、同じ拠出単位期間内であれば、拠出していない分の限度額を拠出することができます。

拠出区分期間を定めている場合で、拠出区分期間で使い残した拠出額があるときは、次の拠出区分期間に使っていない限度額を繰越すことができます。ただし、拠出単位期間を超えて繰越しをすることはできません。

●加入者資格を一度喪失して、再び取得したとき

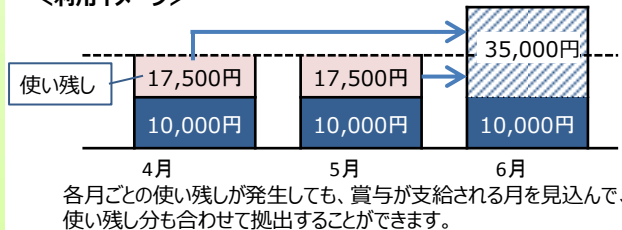
退職・再入社などにより、加入者資格を一度喪失して、再び加入者資格を取得した場合、同じ拠出単位期間内・以前と同じ企業型DC規約の加入者資格であれば、拠出額の繰越しをすることができます。加入者資格の喪失と取得が、別の拠出単位期間であったり、以前と異なる企業型DC規約である場合は拠出額の繰越しをすることはできません。

拠出限度額 繰越しのイメージ



各拠出区分期間で、拠出限度額に対して拠出しなかった金額を、拠出単位期間内で繰越して拠出することができます。拠出単位期間を超えての繰越しはできません。

<利用イメージ>



■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品をご紹介するためのものであり、金融商品取引法(昭和23年法第25条)に基づく開示資料ではありません。■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除(市場価格調整)を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本(払込保険料相当額)を下回ることがあります。